

文教福祉委員会

令和 8 年6月 16 日

1 報告事項

【子ども部】

(1) ちよだキース・フォーラム 2026 の開催について 【資料】

(2) 私立学校等就学者支援電子商品券交付事業概要について 【資料】

(3) 電子黒板等の購入について 【資料】

【保健福祉部】

(1) (仮称) 神田錦町三丁目施設について 【資料】

(2) 民生・児童委員の活動支援経費の増額について 【資料】

(3) 令和 7 年度のねずみ対策結果及び 8 年度実施内容について 【資料】

2 その他

ちよだキース・フォーラム 2026 の開催について

1 目的

小中高生世代が自らの経験や思いを言語化し、安心して意見を表明できる場を設けることで、社会の一員としての参画意識を育むとともに、区の施策・事業に子どもの視点を反映させる基盤を構築することを目的とする。

本事業は、こども基本法に基づく「子どもの意見表明の機会の確保」及び「子どもの意見の尊重」を具体的に推進する取組として、令和 7 年度からワークショップ形式で実施しているものである。

2 事業概要

(1) ワーク名

ちよだキース・フォーラム 2026～わたしの思いをカタチにする～

(2) 開催日時・会場

令和 8 年 8 月 5 日（水）13 時～16 時 万世橋区民館 8 階

(3) 対象者

区内在住の小学 4 年生～高校 3 年生相当

(4) 募集予定人数

約 30 名（応募者多数の場合は抽選）

(5) 募集期間

令和 8 年 6 月 20 日～7 月 20 日まで

※広報千代田 6 月 20 日号にて募集開始

(6) テーマ

中高生の居場所について

3 その他の取り組み

(1) 「千代田区版子どもの意見の政策反映ガイドライン」の検討

- ・子どもの意見を聴取し、施策に反映する際の基本的な考え方や留意点を整理する。

(2) 中高生の居場所に関するプレ施設の設置

- ・本事業の実施結果を踏まえ、旧九段中学校を活用した中高生の居場所に関するプレ施設の設置（今年度の冬季）検討を行う。

私立学校等就学者支援電子商品券交付事業概要について

1 目的

公立学校への支援との差を包括的に補い、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、区内店舗の利用を通じて地域とのつながりを育み、すべての子どもの学びを支えることを目的とする。

本事業は、私立学校等に就学する子どもを養育する保護者に対し、区内で利用可能な電子商品券を交付することにより、給食費や教材費等の就学に必要な費用を支援するものである。

2 事業概要

(1) 事業名称

趣旨や思いが子どもや保護者にとって直感的に理解され、親しみをもって受け止められるよう、以下のとおり、愛称を設定する。

【愛称】：ちよだBRIDGE（ちよだぶりっじ）

(2) 補助内容

区指定の地場産品基準を満たす対象店舗（飲食店、書店、文具店等）で利用できる電子商品券（電子決済サービス・一人あたり年 8 万円）を交付する。

(3) 対象者

私立小・中学校に在籍する児童生徒に加え、国立・都立・インターナショナルスクール等の多様な教育機関に通う児童生徒を含む（1,600 人程度）

(4) 対象店舗数

約 1,200 店舗を想定

3 スケジュール（予定）

7月20日 広報千代田・HP 掲載

8月頃 申込受付開始

10月頃 電子商品券利用開始（利用期限：令和 9 年 3 月末）

電子黒板等の購入について

1 概要

九段小学校の普通教室に設置されている既存のプロジェクター型電子黒板 23 台を、ディスプレイ型電子黒板へ更新する。

現在使用している電子黒板は、平成 30 年度の改築時に設置されたものであり、令和 2 年度に他校に設置された機器よりも老朽化が進んでいる。近年は故障が頻発し、修理部品の製造も終了していることから、授業運営への支障が顕在化する前に更新を行う。

あわせて、従来のプロジェクタータイプの電子黒板が抱えていた「視認性」「故障のしやすさ」といった課題を解消し、児童生徒・教職員双方にとって使いやすい教室環境を整備することを目的としている。

今後、他校においても、順次ディスプレイ型への入れ替えを行っていく方向で検討している。

区分	整備台数	総経費（税込）
購入	23 台	37,840,000 円 （落札額）

2 購入内容



電子黒板

電子黒板：23 台 その他ケーブル等：1 式

⇒ PC の画面共有や、タッチ機能による書き込みが可能

黒板上でスライドできるため、板書とデジタル画面の併用が可能

(仮称)神田錦町三丁目施設について

1 概要

旧千代田保健所敷地にて整備を進めている(仮称)神田錦町三丁目施設の開設に向けて、公の施設の設置・管理に係る事項及び当該施設の管理を指定管理者制度で行うために必要な事項について、規定の整備を進める。

2 施設の各階機能及び実施主体

階数	機能	事業運営主体	保守・維持 管理主体
6～8階	高齢者施設	民間事業者 (新生寿会)	指定管理者※
3～5階	障害者支援施設	民間事業者 (平成会)	
1, 2階	地域交流スペース(会議室等)	指定管理者	

※ 3階以上の保守・維持管理のうち、定例的な清掃・保守等は各民間事業者にて実施する。

3 規定の主な内容

- (1) 名称は「千代田区立神田錦町福祉施設」(以下「錦町施設」という。)とし、位置は「東京都千代田区神田錦町三丁目10番地」とする。
- (2) 錦町施設内に、会議室を設置する。
- (3) 錦町施設は、併設する障害者支援施設及び高齢者施設の機能を有する施設と連携する。
- (4) 錦町施設は、障害者や高齢者の福祉の増進に関すること、地域における新たな賑わいや交流の創出に関すること等を行う。
- (5) 上記(4)の事業運営(会議室の利用承認を含む。)及び錦町施設の保守・維持管理等は、指定管理者が行う。
- (6) 会議室の利用料金は、規定に定める額の範囲内で、区長の承認を経て、指定管理者が定める。

4 今後の予定

令和8年第2回区議会定例会

上記規定を整備した条例の制定

民生・児童委員の活動支援経費の増額について

1 概要・背景

都は、民生・児童委員の多様化する活動や行政との連携強化に要する通信費等の費用、複雑化・複合化する相談・支援に必要な自己研鑽費用等に対応するため、令和8年度当初予算において、民生・児童委員の活動費を一律的に毎月20,000円分引き上げた。

これを受けて、今後、区が支給する民生・児童委員の活動費に変更が生じる予定である。

2 変更後の活動費

- ・会 長 40,300 円
- ・副 会 長 34,400 円
- ・理 事 33,000 円
- ・一般委員 32,000 円

※区独自加算分は変更予定なし

(参考)

令和7年度の活動支援経費

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------|
| ・会 長 | 20,300 円 | (都負担：16,300 円 / 区独自加算：4,000 円) |
| ・副 会 長 | 14,400 円 | (// : 10,400 円 / // : 4,000 円) |
| ・理 事 | 13,000 円 | (// : 10,000 円 / // : 3,000 円) |
| ・一般委員 | 12,000 円 | (// : 10,000 円 / // : 2,000 円) |

令和7年度のねずみ対策結果及び8年度実施内容について

1 事業概要

区内のねずみの生息実態の把握、重点地域での駆除等の対策、区民への啓発等により、ねずみの生息数の減少を図るとともに、効果的な対策について検討し、庁内関係部署や地域住民と協同して取り組みを進めていく。

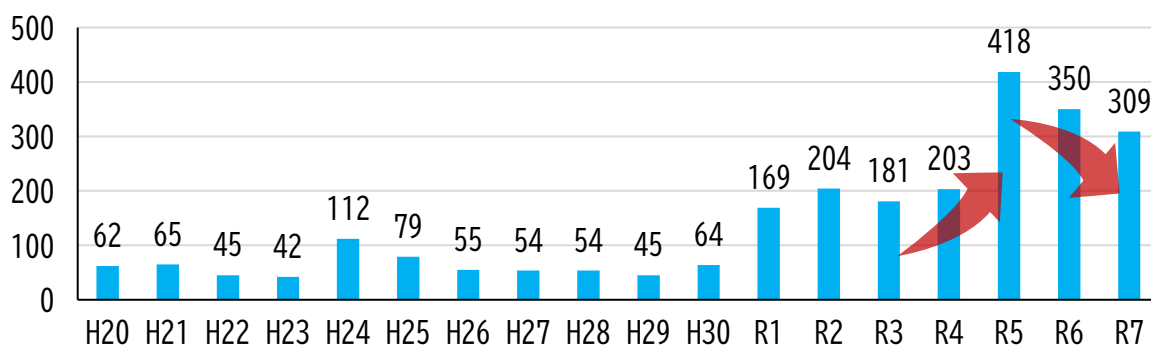
2 令和7年度に保健所が実施した対策

(1) 実施内容一覧

	対策項目	実施期間、数等	実施内容
相談	相談受付	309件	保健所窓口における助言、薬剤等の無償配布
	個別対応事業	33件	相談内容に応じた委託業者による現場確認
調査	生体捕獲調査	6月～8月	駆除も兼ね、町会地域単位で捕獲かごを設置して実施
	夜間ごみ排出状況調査	6月～8月	区内全域で、深夜の生ごみ入りごみの排出状況を調査
駆除	重点対策事業	6地区	町会地域単位で、駆除も含めた対策を実施
	即時対応事業	10地点	比較的狭い地域に対し、重点対策事業に準じ実施
啓発	区民への啓発	対策講座10件	区公式HP等による情報発信、区民向け対策講座
	食品事業者への啓発	講習会17件	講習会等での周知、関係部署と連携した改善指導

(2) 相談

① 保健所へ寄せられたねずみ相談件数（H20～R7）

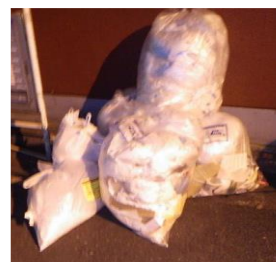


② 令和7年度に保健所へ寄せられたねずみ相談件数（月毎）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	27	26	32	34	37	33	36	27	19	14	12	12	309

(3) 調査

生体捕獲調査では、引き続き神田地域での生息が多いことが確認された。また、夜間ごみ排出状況調査では、特に繁華街において、深夜に生ごみが露出状態で排出されていた。



(4) 駆除

重点対策事業では、町会等への事前説明と協力依頼をしたうえで、町会の協力を得ながら実施した。実施地区では、昨年度同様、ねずみの生息数は激減し、対策は非常に有効であった。

また、即時対応事業として実施した地区も同様の手順で行った結果、ねずみの生息数は減少し、対策は有効であった。

No.	実施町会名	R7一斉清掃	集中駆除期間	捕獲率
①	【商店会】お茶の水茗溪通り会	R7.10.15(水)	R7.10.23~12.26	9%⇒0%
②	神田三崎町町会	R7.11.29(土)	R8.1.8~3.19	34%⇒2%
③	小川町三丁目西町会	R7.11.27(木)	R8.1.6~3.17	5%⇒0%
④	神田山本町会、神田田代町会、神田松富町会	R7.11.6(木)等	R7.11.27~R8.3.6	8%⇒0%
⑤	東松下町々会	R7.11.22(土)	R8.1.10~3.24	16%⇒0%
⑥	神田佐久間町二、三丁目町会	R7.9.27(土)	R7.10.16~12.20	30%⇒2%

(5) 啓発

ホームページでは「ねずみの種類・特徴と対策」について情報を掲載している。また、食品事業者には講習会を通じて周知を行うとともに、昨年末には、秋葉原の中央通り沿いに立地する飲食店を対象として、ごみの取扱いに関する啓発チラシを配布し、注意喚起を実施した。

千代田区
Chiyoda City

[暮らし・手続き](#)
[健康・福祉](#)
[子育て・教育](#)
[文化・スポーツ](#)
[まちづくり](#)

[トップページ](#) > [暮らし・手続き](#) > [環境衛生](#) > [ねずみ・衛生害虫](#) > [ねずみの種類・特徴と対策](#)

更新日：2025年8月5日

ねずみの種類・特徴と対策

保健所では、ねずみにお困りの方に殺鼠剤や粘着シートを配布しています。ご自身で駆除する際のポイントもご説明します。ご希望の方はお問い合わせください。

ドブネズミ対策事業

これまでの個別での問い合わせへの対応に加え、効果的なドブネズミ対策のために、令和5年度からドブネズミ対策事業を実施しています。ドブネズミ対策事業では、ドブネズミにお困りの町会などの地域単位での相談にも対応しています。

区公式ホームページ「ねずみの種類・特徴と対策」

令和7年 12月

食品関係事業者の皆様へ

年末年始のごみの取扱いと店舗周囲の衛生確保について（お願い）

日頃より店舗周辺の衛生確保にご協力いただいているところですが、人手が多くなる年末年始に向け、下記を参考に、より一層のご協力をお願い致します。

収集日は必ず確認しましょう！

年末年始は収集日が変更される場合があります。誤った日に出さないよう、事前に確認しましょう。

ごみは可能な限り収集直前に出しましょう！

ごみを長時間外に置くと、悪臭が発生したり、ねずみやカラスに奪われやすくなる原因となります。出来るだけごみは収集日の直前に出し、外に置いておく時間を短くしましょう。

ごみは蓋つきの容器で管理しましょう！

ごみを袋のまま出すと、ねずみやカラスに狙われやすく、汚液が漏れ出る可能性も高くなります。ごみは必ず蓋つきの容器に入れ、密閉なく重ねて置くようごみを適量を保証するようにしましょう。

（参考）施設内での衛生確保について

食品関係事業者は、食品の製造・加工・販売を行う店舗において、食品の衛生確保が最も重要であり、食品の衛生確保は、食品の品質・安全・衛生に直接関係するため、食品関係事業者は、食品の衛生確保に努める必要があります。

（参考1）食品関係事業者は、食品の製造・加工・販売を行う店舗において、食品の衛生確保に努める必要があります。

（参考2）食品関係事業者は、食品の製造・加工・販売を行う店舗において、食品の衛生確保に努める必要があります。

（参考3）食品関係事業者は、食品の製造・加工・販売を行う店舗において、食品の衛生確保に努める必要があります。

（参考4）食品関係事業者は、食品の製造・加工・販売を行う店舗において、食品の衛生確保に努める必要があります。

（参考5）食品関係事業者は、食品の製造・加工・販売を行う店舗において、食品の衛生確保に努める必要があります。

営業活動によって発生したごみが、ねずみやカラスの餌にならないよう、適切に保管されているか、また、収集時に道路・歩道を汚していないか、営業日は毎日確認するようにお願いします。

ごみの処理は、近隣に迷惑がかからないよう適切に行い、周辺の環境衛生の保持にご協力をお願いします。

お問い合わせ先
千代田区環境衛生課 食品関係係
電話：03-5211-0160（内線）
0169（留守）

飲食店向け啓発チラシ

3 令和8年度の保健所のねずみ対策

引き続き、相談、調査、駆除、啓発といった対策を、関係者と横断的に連携しながら着実に実施する。

加えて、ねずみが巣作りしにくい環境を整備するため、新たに「巣穴穴埋め施工補助」事業を立ち上げ、区民の主体的取組みを支援・後押ししていく。

	対策項目	実施期間、数等	実施内容
相談	相談受付	通年	保健所窓口における助言、薬剤等の無償配布
	個別対応事業	最大80件	相談内容に応じた委託業者による現場確認
調査	生体捕獲調査	6月～8月	重点対策を実施する地域を中心に捕獲かごを設置して実施
	夜間ごみ排出状況調査	6月～8月	区内全域で、深夜の生ごみ入りごみの排出状況を調査
駆除	重点対策事業	最大8地区	町会地域単位で、駆除も含めた対策を実施(令和7年度に重点対策を実施した地域のフォローアップを含む。)
	即時対応事業	最大10地点	比較的狭い地域の事案に対し、重点対策事業に準じ実施
啓発	区民への啓発	通年	区公式HP、SNSによる情報発信、区民向け対策講座
	食品事業者への啓発	通年	講習会等での周知、関係部署と連携した改善指導
区民支援	巣穴穴埋め施工補助(新)	最大50件	敷地内路地の巣穴穴埋め施工を自ら実施した者に費用を補助 <補助率:3/4 上限額:10万円>



巣穴